

「血圧測定習慣化推進事業」委託業務仕様書

1 委託業務名

「血圧測定習慣化推進事業」委託業務

2 目的

県民の健康寿命の延伸を目指す取組である「ふくおか健康づくり県民運動」の一環として、減塩・運動の取組を活性化するための血圧測定の習慣化に向けて普及啓発を行い、県民の行動の改善を促すこと。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 予算上限額

34,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 メインターゲット

40～74歳（特定健診の対象者）で、特に減塩や運動により改善が期待できる、高血圧一歩手前の者（収縮期血圧130～139mmHgまたは拡張期血圧85～89mmHg）

但し、上記以外を対象とすることは可能

6 委託業務の概要

（1）広報

- ・県と協議の上、ポスター・チラシ・卓上POPを作成し、電子データを提出すること。また、広報に必要な部数を印刷すること。（最低部数はそれぞれ以下のとおりとする。）

ポスター（A2版）：7,800枚作成（※1）

チラシ（A4版）：4万枚作成

卓上POP：4千枚作成

上記を、県と協議の上、約2,000カ所へ送付すること

- ・県と協議の上、県主催行事やWEB広告等を活用し、効果的に周知啓発を行うこと。
- ・その他、市町村や関係団体等が行う健康イベントへ出店する等集客が見込める広報手段を追加することも可能とする。
- ・広報については、広報イメージ、手法、回数、場所など全体を把握できる資料を作成し、県に示すこと。

（2）特設ページの作成

- ・上記（1）広報とは別に血圧測定の習慣化推進のための特設ページを作成すること。
（ア）特設サイトのデザイン及び掲載するコンテンツの案を提示し、県の承認を得た上で改修すること。

（イ）コンテンツには以下の内容を含めること。

①血圧キャンペーンに関すること

②福岡県の現状、血圧測定の必要性、アプリに関すること

③（5）のAI分析ツールの紹介、減塩、運動の定着につなげるコンテンツとすること
（県のコンテンツを活用すること）

（ウ）提案したコンテンツで、定期的な更新が必要となるものについては、投稿等の運

営・管理を行うこと。

- (エ) 特設サイトは、ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイト（以下、「情報発信サイト」という。）（<https://www.kenko.pref.fukuoka.lg.jp/>）から接続可能とすること。なお、情報発信サイトの運用企業（株式会社QTmedia）と連携し情報発信サイトと同じサーバー上にデータを置く方法や、別サーバーで作成しバナーを情報発信サイト上に掲載するなど、方法は問わないが、サイトの掲載で発生する費用は当該委託費の中で捻出すること。（ただし、バナーを情報発信サイト上に掲載する場合のみ、県と株式会社QTmediaが締結している保守・管理契約内にて対応可能であるため、費用の捻出は不要とする。）
- (オ) 特設サイトを他ホームページに掲載するためのバナーを作成し、電子データで県に納品すること。
- (カ) 特設サイトはパソコンやスマートフォン、タブレットなど様々な種類の情報端末デバイスから見やすい内容のものとする。
- (キ) 特設サイトはアクセシビリティについて、以下の点に注意すること。
 - ①ウェブアクセシビリティのJIS規格である「JIS X 8341-3:2016」のレベル「AA」に準拠し、高齢者・障がい者などを含むすべての閲覧者、利用者が支障なく利用できること。
 - ②構築後に「JIS X 8341-3:2016」のレベル「AA」に適合していることを証する資料を提出すること。

(3) 企業への協力依頼

- ・働く世代に血圧測定の実施を促すため、企業に対して以下の働きかけをすること。
（血圧測定実施事業所は、2,000社程度を目標とすること）
 - ①社内報や健康診断の際の周知等
 - ②従業員向けの血圧計の購入・配置

(4) 「ふくおか健康ポイントアプリ」でのキャンペーンに係る賞品選定・発送業務

- ・血圧測定結果を「ふくおか健康ポイントアプリ」内の健康記録に入力した方を対象とした抽選によるキャンペーン賞品を選定し送付すること。
（毎月200名×1,000円のデジタルギフトを想定）

(5) AI分析ツールの導入

- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」に記録された健康データ（血圧、体重）と健診結果（※写真を取ればデータ化できる等手軽な入力）を基にAIで分析し、病気の発症リスクから、食生活の改善や運動習慣の定着など生活習慣の具体的な改善策を提案するツールを導入すること。
（既存の分析ツール例：NEC健診結果予測シミュレーション）

(6) 「ふくおか健康ポイントアプリ」の登録推進

- ・「ふくおか健康ポイントアプリ」の登録を呼びかけるポスターを作成し、(2) 広報で作成する血圧測定習慣化の普及啓発ポスターと合わせて健診機関等に送付し掲示を依頼すること。
ポスター（A2版）：8千枚作成、県が指定する約1000カ所へ送付
※1と合わせて1枚で作成することも可
- ・その他、アプリの登録が見込める広報手段を追加することも可能とする。

(7) 実績報告

- ・事業終了後、令和9年3月31日（水）までに、事業実績報告書（様式は任意）を提出して検査を受けること。（事業実績報告書には、次の項目を含むこと。）
 - ①委託業務の実施内容
 - ②委託業務収支決算書（支出の費目別内訳）

③各種広報による成果等に係る情報

④その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

(8) その他

・上記(1)～(7)の他、当大会の円滑な運営に必要な業務が発生した場合には、県と協議の上、適時、適切に実行すること。

7 その他

- (1) 受託者は、契約締結後、業務終了までの工程表を作成し、速やかに提出すること。
- (2) 委託業務に係る経費は、全て受託者で負担することとし、受託者の負担する経費は全て当該委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に必要な能力と経験を有する業務責任者を定めるとともに、業務を適切に遂行できる能力がある者を必要数配置すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者のほかに漏らし、又は本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。このことは契約期間終了後も同様とする。受託者の責めに帰す情報漏えいの発生による損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理すること。
- (5) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (7) 制作物の著作権は、県に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、県と委託先の双方で別途協議を行うこと。
- (8) 本業務の実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (9) 委託契約の締結にあたっては、提案内容を基に協議の上、最終的な仕様を別途決定する。
- (10) 関係団体等と連携して広報等実施すること